

令和7年度神奈川県立寒川高等学校不祥事ゼロプログラム

寒川高等学校は、不祥事の発生を未然に防ぐことを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施主体・実施責任者

- (1) 寒川高等学校全職員を本プログラムの実施主体とする。
- (2) 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長及び副校長、教頭を補佐し、事務長を補助する。
- (3) 本校生徒、保護者、学校運営協議会委員、地域の方々の協力も得て、外部と協働して取り組む。

2 目標および行動計画

寒川高等学校の全職員は、不祥事を他人事とせず、自らの問題として不祥事発生ゼロの職場づくりに積極的に努める。特に令和7年度から令和9年度は、次の各項目を重点課題として行動計画を確実に実施する。

(1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守（高い倫理観の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶）、服務規律の徹底）

ア 目標

公務内外において教育公務員としての自覚と高い倫理観を持ち、県民からの信頼を損なわない。

イ 行動計画

- (ア) 不祥事防止研修や朝の打合せ時等において、不祥事防止啓発資料、新聞記事等を活用して意識を喚起する。
- (イ) 公務外の非行による事例は、飲酒が大多数絡んでいることを認識し、非行防止に努める。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

人権意識を高め、良好な人間関係を構築して、職場内でのハラスメントを行わない。

イ 行動計画

- (ア) 啓発資料を活用した不祥事防止研修や人権研修により、ハラスメントを未然に防止する。
- (イ) 職員が一人では抱え込むことがないよう、気遣いや相談ができる職場環境づくりに努める。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒との適切な距離感の認識をもち、わいせつ・セクハラ行為を行わない。

イ 行動計画

- (ア) 生徒に対するセクハラの防止や教職員によるわいせつ行為の根絶するため、具体的事例を示した不祥事防止研修を行い、アンケート調査を実施する。
- (イ) 生徒対応には必ず複数人で当たり、電子メールやSNS、LINEなどを利用した生徒との連絡は絶対に行わない。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

高い人権意識をもって、部活動や教科指導等での体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 体罰防止に関する研修を行い体罰によらない指導の理解を深め、教職員の相互チェック体制を整える。
- (イ) 部活動の場面での体罰、不適切な指導を防止するため、「部活動ハンドブック」を有効に活用する。
- (ウ) 体罰やパワハラを未然防止のため、生徒と教員の良好な人間関係の構築に努める。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜、成績処理、進路関係書類の作成および送付にかかわる事故を絶対に起こさない。

イ 行動計画

- (ア) 入学者選抜制度に対応したマニュアルを作成し、研修により全職員にマニュアルの徹底を図り、業務上の情報共有や相互チェック体制を強化する。
- (イ) 成績処理の手順等マニュアルを研修し、毎学期末に全職員による成績一斉点検を実施し、成績処理における事故を未然に防止する。
- (ウ) 進路関係書類の発行について不祥事防止研修を行い、3学年団及び担当グループにより調査書等の点検を複数回行うとともに、管理職による確認作業により、事故を防止する。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の流失及び携帯電話、電子メール、SNSの不適切使用を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 情報セキュリティーポリシーに基づき、定期的な点検を実施する。
- (イ) 個人情報の管理を徹底し、生徒の携帯電話等の収集と連絡方法についてのルールを確認し、届け出を徹底する。

(ウ) 教務手帳など重要個人情報については鍵付きロッカーを利用した管理を徹底する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規を遵守し、交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

(ア) 新聞・ニュース報道等の身近な事例を共有し、私生活等においても、公務員としての自覚を持って行動する。

(イ) 不祥事防止研修で職員全員を対象にした研修を実施する。

(8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

業務執行体制を確保し、共有と協力を進め、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

(ア) 業務上の情報共有や相互チェック体制を強化する。

(イ) グループや教科を越えた業務協力体制を構築する。

(9) 財務事務等の適正執行

ア 目標

適切で公正な予算編成と執行に努める。

イ 行動計画

(ア) 事務手続き等について、共通理解を図るとともに定期点検を実施し、執行状況を確認する。

(イ) 私費会計について、執行の手順を「私費会計事務処理の手引き」で確認し、適正な執行に努める。

(10) 保護者への適正対応

ア 目標

保護者との連携を深め、トラブルを未然に防止する。

イ 行動計画

(ア) 保護者との連絡を密にして、生徒が抱える問題や課題について早期に対応し、問題解決を図る。

(イ) 「一人ひとりが県の顔～より良い県民対応のために～」等を活用し、適切で丁寧な保護者対応を心がける。

(11) 職員の不祥事防止の意識の醸成

ア 目標

「神奈川県教育委員会令和7年度不祥事防止取組方針」に基づき、不祥事防止に関する意識の醸成を図り、不祥事ゼロを目指す。

イ 行動計画

(ア) 経験の浅い職員に対して、不祥事防止の意識を醸成させるための指導を徹底して行う。

(イ) 管理職による職員面談の実施を通して、管理職と職員間のコミュニケーションをとる機会を設け、不祥事防止のための知識と意識の向上を図るとともに当事者意識をもって業務にあたる。

(ウ) 「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を改めて全職員で確認し、周知徹底する。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、毎年10月までに実施状況を確認し実態を把握する。その結果、達成度が低い場合には対応策を検討し、達成度が上がるように、その年の11月末までに行動計画に必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、毎年3月初旬に目標達成状況を検証する。その際、全職員の意見により、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施結果の公表

ここで策定したプログラム及び検証結果は、学校の公式ホームページで公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議が行う。